

2019 四国カートカップ 第1戦

特別規則書付則

大会公示

本大会は、FIA国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則ならびにそれに準拠した2019年JAF国内カート競技規則集とその付則、ならびに2019年SLCカートミレーディング規則書ならびに2019年四国カートカップ特別規則書と本規則書付則に従って開催されます。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー

1. 開催日 2019年3月17日(日)
2. 開催場所 カートランド 香川県綾歌郡綾川町山田下643
3. オーガナイザー カートランド四国(有)

第2条 大会競技役員

- | | |
|--------|----------|
| 競技長 | 栗田裕一郎 |
| 副競技長 | 角田精治 |
| コース委員長 | 赤座武典 |
| 計時委員長 | 森本卓明 |
| 技術委員 | 長尾清 成行圭司 |

第3条 大会事務局

開催場所、オーガナイザーに同じ

第4条 競技の種別

第1種競技車両によるスプリントレース

第2章 競技会参加に関する事項

第5条 エントリーの受付

1. 参加申込受付期間 エントリーの参加受付期間は各大会開催日1ヶ月前より大会1週間前まで(2019年2月17日～2019年3月10日)とし、所定の用紙に記入し、参加料を添えて郵送もしくは持参。チーム又クラブ単位によるFAXエントリーも受け付けます。
2. 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承諾書が必要となります。
3. 申し込みに必要なもの
①参加申込書
②誓約書(必ず署名捺印のこと)
③参加料

第6条 参加資格

- 1) ドライバー：必要なライセンス区分及び年齢制限は下記の通りとします。
- 2) ピットクルー：ドライバー1名につき2名までとします。
- 3) 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承諾書が必要となります。
- 4) SLO(一般社団法人カートスポーツ機構)が推奨する「SLスポーツ安全保険」の加入を推奨します。

クラス	年齢(当該年度)	ライセンス
Cadet	小学2年生以上	KLSコースライセンス or SLカデット or SL-B
UNILLI	45歳以上 または レース未経験者 または レース経験が少ない者	KLSコースライセンス以上
KT	小学6年生以上	KLSコースライセンス or SL-B
N35	中学生以上 身長140cm以上	
N35-SF	中学生以上 身長140cm以上 装備重量75kg以上	レンタルカート経験者

※満年齢に達していないドライバーでも(ただし、レース実績等を考慮し、参加者が所属するクラブからの推薦があり、主催者が認めた場合、希望するクラスに出場できる場合もあります。

第7条 参加料・ピット登録料

- 1 参加料
 - ①C a d e t ￥8, 0 0 0 (ピット1名込み)
 - ②U N I L L I ￥8, 0 0 0 (ピット1名込み)
 - ③O P E N ￥8, 0 0 0 (ピット1名込み)
 - ④K T ￥1 0, 0 0 0 (ピット1名込み)
 - ⑤N 3 5 ￥1 1, 0 0 0
 - ⑥N 3 5 - S F ￥1 1, 0 0 0
- 2 年間エントリー
全6戦中1戦分の参加料が割引となります。
全戦分の参加申込書と参加料を第1戦のエントリー締切日までに申し込むこと。
なお、第1戦開催以降の返金は、いかなる理由に関わらず応じられません。
エントリー情報に変更(チーム名等)が生じた場合には、各大会の申込期間に書面を持って届け出をしてください。
- 3 ピットクルー追加登録料1名分 ￥1, 0 0 0
- 4 受付締切後のお申し込みは上記参加費用に以下の料金が加算されます。
 - 大会6日前～3日前 ￥1, 0 0 0
 - 大会2日前～前日 ￥2, 0 0 0
 - 大会当日 ￥3, 0 0 0

第8条 レース成立

参加台数が3台以上で成立となります。

第9条 混走

各クラスの参加台数が3台に満たない場合、又はオーガナイザーが混走を指定した場合、他のクラスと混走とする場合があります。

第3章 競技に関する事項

第10条 自動計測装置

- 1 参加者は車両検査までにオーガナイザーから貸し出された自動計測装置を取り付けなければならないこととします。万が一破損、紛失した場合は、理由の如何にかかわらず損害の補償責任を負うものとします。※高価な計測装置につきご理解賜りますようお願い致します。
- 2 自動計測装置の配布は受付時に行い、返却については競技終了後すみやかに返却してください。

第11条 レース方法

レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとします。

- 1 N35、N35-SF
レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとします。最大グリッドは12台としますが、変更になる場合もあります。
 - ①車両抽選および車両固定
N35、N35-SFクラスの車両は、受付時の抽選にて決定いたします。タイムトライアル、予選、決勝すべての走行において車両を固定いたします。
 - ②リタイヤ
各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両の破損があった場合には、その時点でリタイヤ扱いとなりますが、スペアカートに乗り換える場合があります。
- 2 天候や進行状況により周回数の減少や時間の短縮を行う場合もあります。

クラス	公式練習	タイムトライアル	予選ヒート	決勝ヒート
U N I L L I	5 分間	7 分間	8 周	1 0 周
C a d e t			1 0 周	1 2 周
N 3 5				1 5 周
N 3 5 - S F				
K T				

第12条 公式練習

すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。

第13条 タイムトライアル

- 1 すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければなりません。
- 2 ドライバーは、タイムトライアルとして設定された7分間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができます。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできません。
- 3 タイムトライアル中の計測は、スタートラインを通過したカートに対してすべての

ラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。

第14条 決勝ヒート

グリッドポジションは、予選でのポイントの多い順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績によるものとします。

第15条 スタートの方法

- 1 Cadet、UNILLI、KT、N35、N35-SF
スタートはローリングスタートとし、次の事項が適用されます。
 - ①スタートの合図は旗の信号によって行われます。
 - ②スタートが合図される前にローリングを行います。
 - ③スタートライン25m手前に引かれた黄色のラインを越えるまでは加速してはいけません。
 - ④スタートラインを越えるまでは、誘導白線から車両が越えてはならず、追い抜き行為も禁止とします。(但し、25mライン通過後、前方の車両が失速・前々車との間隔が1台以上開く場合、前車との衝突を避ける行為は除きます。)
 - ⑤ローリングに遅れた者が、列の前に出て待つような行為をしてはいけません。ローリングに大きく遅れた者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。
 - ⑥ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とします。
- 2 Kids、OPEN
スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条3. に基づくスタンディングとし次の事項が適用されます。
 - ①スタートの合図は信号旗によって行われます。
 - ②1周のフォーメーションラップの後、グリッドにつき次第、信号旗(振り上げ)でスタートとします。

第16条 競技に関する一般事項

- 1 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが課されます。更にその行為が、2回以上に及ぶときは失格とします。
- 2 ドライバー・サインは次の通りとし、これを忘れた者に対しては、ペナルティが課せられることがあります。
 - ①コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げる。
 - ②ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
 - ③黄色の山型を付した緑色旗(ミススタート)が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとします。
 - ④スローダウンするドライバーは、片手を高く上げること。
 - ⑤公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとします。
 - ⑥公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはいけません。
 - ⑦レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象となります。
 - ⑧工具を用いた修理等は、指定されたエリア(ピットおよびパドック)を除き、一切禁止とします。

第17条 レースの終了

- 1 レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。
- 2 レース終了後のダブルチェッカーにはペナルティが課せられます。11

第18条 抗議

競技に関する抗議は当該ヒートの暫定結果発表後30分以内とします。また、技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定後15分以内に書面に加え抗議料10,000円(税込)を添えて、競技長を経て審査委員会に提出しなければならない。

第4章 ピットに関する事項

第19条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となります。

第20条 ピット内およびパドック内

- 1 パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とします。
- 2 パドック内でのエンジン始動は厳禁とします。但し、指定された場所ではこの限りではありません。

第21条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属しますが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとします。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがあります。

第22条 車両保管及び再車検

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとします。

- 1 上位入賞者者に対して車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければなりません。
- 2 保管時間は30分以上、所定の場所で行われます。
- 3 技術委員はスタートしたすべての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとします。技術委員が検査を行う際は、ドライバー（チーム代表者）、登録ピットクルーが責任をもって車両の分解及び組立を行わなければならない。関係役員、ドライバー、登録メカニック以外は車検に立ち会うことはできません。
- 4 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格となります。

第5章 章典に関する事項

第23条 賞典と副賞

各クラスにおける賞典対象者は下記の通りとします。

台数3台～5台	1位まで	台数6台～8台	2位まで
台数9台～12台	3位まで	台数13台～17台	4位まで
台数18台～22台	5位まで	台数23台～27台	6位まで
28台以上	7位まで		

第6章 広告に関する事項

第24条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。

- 1 公序良俗に反するもの。
- 2 政治・宗教に関連したもの。

第7章 その他一般事項

第25条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとします。

- 1 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができます。
- 2 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付することができます。
- 3 やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4 すべての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、デジタル映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができます。
- 5 チーム代表者、ドライバーおよびピット要因はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。

第8章 クラス別競技車両規定

第26条 C a d e t / U N I L L I / K T

使用できるエンジンは

C a d e t : K T 1 0 0 S E C

U N I L L I ・ K T : K T 1 0 0 S D , K T 1 0 0 S C , K T 1 0 0 S E C

国内仕様のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。但し、カーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められます。

- 1 エンジンは7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU型に限られません。
対象部品＝シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコード。

2 シリンダーヘッドガスケット

- ①C a d e tのシリンダーヘッドガスケットは純正の純正の7 E T-1 1 1 8 1-1 0シリンダーヘッドガスケットを3枚使用することとし再使用により厚さが3枚で1. 2mm未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とします。
- ②U N I L L IおよびK Tのシリンダーヘッドガスケットは純正の7 E T-1 1 1 8 1-1 0またはK T 1 0 0 F P用の7 Y G-1 1 1 8 1-0 0またはS L O公認（銅製の3種類）調整用ガスケットとします。再使用により厚さが0. 4mm以下となったシリンダーヘッドガスケットの使用は不可とします。
- 3 ジョイントキャブレター
①C a d e tのジョイントキャブレターは7 Y U-1 3 5 8 6-0 9の1 4. 5 Φmm（公差±0mm以下）テーパージョイント装着。
②U N I L L IおよびK Tのジョイントキャブレターは7 8 7-1 3 5 8 6-0 0（オレンジ色）・7 8 7-1 3 5 8 6-0 1（黒色）の2 6 Φmm（公差±0. 5mm以下）のジョイント装着。
- 4 クラッチを装着する場合は、乾式S Lクラッチまたはヤマハ純正湿式クラッチを必備とし、改造・加工は不可とします。構成部品はすべて純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。純正湿式クラッチのクラッチシューは7 Y B-1 6 6 2 3-0 0とし、表面に溝の無いタイプの物とします。クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止されます。
- 5 クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装備を必ず備えることとします。この装置はドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。
- 6 クラッチ付きエンジンにはS Lクラッチカバー（ハウジングカバー）およびS LクラッチにおいてはS Lクラッチプロテクター（サポートおよびS Lクラッチカバー）を取付けなければなりません。
- 7 セルモーター部品はすべて純正品でなければならず、改造は一切禁止されます。（カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可）
- 8 クランクケースについては、7 Y A・7 Y B・7 Y D・7 Y E・7 Y F・7 Y T・7 Y U打刻No.のものに限られ、かつケース底部に「7 E T」の浮き文字があるものとします。また部品販売品については型番の打刻のないものがあります。その場合3ケタ以上の数字を打刻し、型番とします。
- 9 クランクシャフトはK T用（7 Y A・7 Y B・7 Y T・7 Y P）とF P用（7 Y G）およびS P用（J 6 7）いずれかのヤマハ純正品が使用でき、またK T用、S P用のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められます。
- 1 0 シリンダーガスケットは純正の7 Y K-1 1 3 5 1-0 0、7 Y K-1 1 3 5 1-0 1 内径（直径）6 4. 5mmまでの寸法を認めます。

第28条 N 3 5 / N 3 5 - S F

すべて主催者が準備したレンタルカートを使用します。セッティングの変更は認められません。